

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

令和 6 年 7 月 1 日

株式会社イトーキ

事後開示書面

株式会社イトーキ（以下「存続会社」といいます。）は、令和6年1月29日付吸収合併契約（以下「本契約」といいます。）に基づき、令和6年7月1日をもって、株式会社イトーキエンジニアリングサービス（以下「消滅会社」といいます。）の資産、負債その他一切の権利義務を承継する吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。したがって、本書に会社法第801条及び会社法施行規則第200条に規定する事項を記載し、備え置きます。

1. 本合併が効力を生じた日

令和6年7月1日

2. 消滅会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第784条の2）

会社法第784条の2の規定による請求を行った株主は、1名もありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

消滅会社の唯一の株主は存続会社であり、かつ存続会社は消滅会社の特別支配株主に該当することから会社法第785条の適用はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）

消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、令和6年4月8日付の官報においてその債権者に対し公告を行うとともに、知れたる債権者に対し各別に催告をいたしました。所定の期間内に異議を述べた債権者は、1名もありませんでした。

3. 存続会社における手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第796条の2）

会社法第796条の2の規定による請求を行った株主は、1名もありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

存続会社は、会社法第796条第2項の規定による簡易合併手続を採用したため、会社法第797条の適用はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

存続会社は、会社法第799条の規定に従い、令和6年4月8日付の官報においてその債権者に対し公告を行うとともに、定款の定めにより電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者は、1名もありませんでした。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、令和6年7月1日をもって、本契約の定めに従い、消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

令和6年7月1日

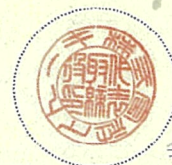
7. その他本合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

令和6年7月1日

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
株式会社イトーキ
代表取締役 湊 宏 司



会社代表印

別紙 消滅会社の事前開示書面

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

令和6年1月29日

株式会社イトーエンジニアリングサービス

事前開示書面

株式会社イトーキ（以下「存続会社」といいます。）を吸収合併存続会社とし、株式会社イトーキエンジニアリングサービス（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、ここに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のと通りの吸収合併契約を、令和6年1月29日に締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有しているため、存続会社は、本合併に際して消滅会社の株主に対し、一切の対価を交付しないことといたしました。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当する事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当する事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 存続会社

① 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

② 存続会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

(2) 消滅会社

① 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

② 消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当する事項はありません。

6. 本合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

存続会社及び消滅会社の現時点での財務状況を勘案し、存続会社は本合併の効力発生後もなお債務に対して十分な返済余力を有すると判断しております。また、本合併の効力発生日以後の存続会社の収益状況について、存続会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

したがって、本合併の効力発生日以後、存続会社の負担する債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

7. 事前開示書面備置開始日以降、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

該当事項が生じましたら、直ちに開示いたします。

以上

令和6年4月8日

存続会社：大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
株式会社イトーキ
代表取締役 湊 宏 司



会社代表印

消滅会社：東京都中央区入船一丁目8番2号
株式会社イトーキエンジニアリングサービス
代表取締役 北 田 明 夫



会社代表印

- 別紙1 吸収合併契約書 (写)
- 別紙2 存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
- 別紙3 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等



合 併 契 約 書

株式会社イトーキ（本店 大阪府中央区淡路町一丁目6番11号）（以下「甲」という。）と株式会社イトーキエンジニアリングサービス（本店 東京都中央区入船一丁目8番2号）（以下「乙」という。）とは合併に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は合併当事者として、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する（以下「本合併」という。）。

（商号及び本店）

第2条 甲及び乙の商号及び本店は、次のとおりである。

- (1) 甲 : 吸収合併存続会社
商号：株式会社イトーキ
本店：大阪府中央区淡路町一丁目6番11号
- (2) 乙 : 吸収合併消滅会社
商号：株式会社イトーキエンジニアリングサービス
本店：東京都中央区入船一丁目8番2号

（本合併に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

第3条 甲は、乙の完全親会社であるので、乙の株主に対して一切の本合併の対価を交付しない。

（増加する資本金及び準備金の額等に関する事項）

第4条 前条により、本合併後の甲の資本金及び準備金の額等は増加しない。

（合併の効力発生日）

第5条 本合併が効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年7月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（合併契約承認決議）

第6条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併手続きにより、また、乙は、会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併手続きにより、株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行うものとし、甲及び乙は取締役会をそれぞれ開催し、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

（会社財産の引継）

第7条 甲は、効力発生日において、乙の一切の資産、負債及び権利義務を承継する。

(会社財産の善管注意義務)

第8条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

(従業員の処遇)

第9条 甲は、効力発生日をもって、原則として乙の従業員を甲の従業員として引継ぎ、引き続き雇用するものとする。なお、詳細については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産状況、経営状態に重要な変動を生じたときもしくは重大なデューデリジェンス上の誤りが発見されたときには、甲乙協議の上本合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、第6条に定める取締役会の承認を得ることができない、もしくは法令等に定められた本合併の実行に必要な関係官庁の許認可を得られない場合には、その効力を失うものとする。

(本契約規定以外の事項)

第12条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有する。

2024年 1月 29日

(本店) 大阪市中央区淡路町一丁目6番1-1号
(甲) (商号) 株式会社イトーキ
代表取締役 湊 宏 司

(本店) 東京都中央区入船一丁目8番2号
(乙) (商号) 株式会社イトーキエンジニアリングサービス
代表取締役 北 田 明 夫

決算報告書

(第41期)

自 令和 5 年 1 月 1 日

至 令和 5 年 12 月 31 日

株式会社イトーキエンジニアリングサービス

東京都中央区入船1丁目8番2号
住友入船ビル2号館

貸借対照表

令和 5 年 12 月 31 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 4,565,221,081】	【流動負債】	【 1,853,789,775】
現金及び預金	2,046,041,104	支払手形	177,606,105
受取手形	1,779,268	買掛金	982,649,285
売掛金	1,465,777,072	電子記録債務	213,129,963
電子記録債権	27,683,161	短期借入金	100,000,000
商 品	128,809,162	未払費用	95,565,644
原 材 料	10,843,745	未払法人税等	71,750,700
仕 掛 品	58,278,446	未払消費税等	40,234,200
貯 蔵 品	100,391	未払事業所税	3,112,300
前 渡 金	1,457,910	契約負債(前受金)	43,920,056
短期貸付金	800,000,000	預 り 金	19,190,722
仮 払 金	278,082	仮 受 金	233,200
前払費用	23,840,340	賞与引当金	90,797,600
未 収 金	158,400	役員賞与引当金	15,600,000
立 替 金	174,000	【固定負債】	【 264,192,738】
【固定資産】	【 331,364,088】	退職給付引当金	264,192,738
(有形固定資産)	(5,655,345)		
建 物	4,685,093	負債の部合計	2,117,982,513
車両運搬具	1		
工具器具備品	970,251	純資産の部	
(無形固定資産)	(25,989,119)	【株主資本】	【 2,779,517,906】
電話加入権	270,000	(資本金)	(50,000,000)
ソフトウェア	6,036,427	資 本 金	50,000,000
の れ ん	19,682,692	(資本剰余金)	(58,750,000)
(投資等)	(299,719,624)	資本準備金	3,850,000
投資有価証券	2,000,000	その他資本剰余金	54,900,000
出 資 金	52,060,000	(利益剰余金)	(2,670,767,906)
差入保証金	15,898,081	利益準備金	25,275,000
保険積立金	87,103,883	別途積立金	762,290,000
繰延税金資産	142,657,660	繰越利益剰余金	1,883,202,906
【繰延資産】	【 915,250】		
長期前払費用	915,250	純資産の部合計	2,779,517,906
資産の部合計	4,897,500,419	負債及び純資産の部合計	4,897,500,419

自令和 5 年 1 月 1 日
至令和 5 年 12 月 31 日

損 益 計 算 書

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
売 上 高	11,810,200,288	11,810,200,288
【売 上 原 価】		
期首商品棚卸高	84,635,487	
完成工事原価	10,503,516,464	
合 計	(10,588,151,951)	
期末商品棚卸高	131,133,758	
商品評価損	2,324,596	10,459,342,789
売上総利益		(1,350,857,499)
【販売費及び一般管理費】		773,179,789
営業利益		(577,677,710)
【営業外収益】		
受取利息	3,736,075	
受取配当金	1,750,120	
受取保険金	13,790,036	
為替差益	21,642	
雑収入	5,581,297	24,879,170
【営業外費用】		
支払利息	295,645	
為替差損	233,244	
雑損失	534,497	1,063,386
経常利益		(601,493,494)
税引前当期純利益		(601,493,494)
法人税及び住民税		185,192,940
法人税等調整額		17,821,783
当期純利益		(398,478,771)

自 令和 5 年 1 月 1 日
至 令和 5 年 12 月 31 日

販売費及び一般管理費

科 目	金 額	円
役員報酬	29,400,000	
所定内給与	212,201,093	
所定外給与	1,107,029	
賞与	41,960,700	
賞与引当金繰入額	16,119,300	
役員賞与引当金繰入額	15,600,000	
退職給付費用	13,182,118	
法定福利費	67,141,145	
福利厚生費	6,085,045	
退職金	26,329,528	
通勤費	7,595,077	
アルバイト料	1,615,293	
派遣料	8,739,516	
旅費交通費	16,996,122	
運賃	2,562,101	
電話通信費	20,082,076	
会議費	9,985,965	
交際費	2,743,781	
消耗品費	9,413,622	
地代家賃	104,795,154	
支払手数料	25,012,981	
租税公課	5,656,100	
減価償却費	4,712,242	
貸倒損失	4,552	
備品費	1,315,913	
少額資産費	1,066,200	
教育・採用費	5,247,889	
リース料	25,448,366	
振込手数料	3,929,604	
水道光熱費	5,403,457	
営繕費	6,021,672	
システム利用料	30,869,780	
支払報酬	7,448,633	
保険料	18,351,339	
会費	521,653	
図書費	38,690	
印刷費	809,847	
保証金引当繰入額	406,200	
雑費	10,102,654	
のれん償却費	7,157,352	
合 計		(773,179,789)

製造原価報告書

自 令和 5 年 1 月 1 日
至 令和 5 年 12 月 31 日

科 目	金 額	円
【材 料 費】		
期首原材料棚卸高	9,775,916	
仕 入 高	9,027,218,980	
小 計	(9,036,994,896)	
期末原材料棚卸高	10,843,745	9,026,151,151
【労 務 費】		
所 定 内 給 与	697,930,666	
所 定 外 給 与	111,138,298	
賞 与	151,041,700	
賞与引当金繰入額	74,678,300	
退 職 給 付 費 用	20,930,000	
法 定 福 利 費	152,720,580	
通 勤 費	32,340,272	
ア ル バ イ ト 料	5,780,140	
出 向 料	33,117,509	
派 遣 料	4,984,011	1,284,661,476
【製 造 経 費】		
工 具 ・ 消 耗 品 費	8,638,218	
少 額 資 産 費	148,700	
旅 費 交 通 費	84,419,420	
車 両 費	16,070,316	
雑 費	13,189,204	122,465,858
当期総工事費用		(10,433,278,485)
期首仕掛品棚卸高		128,516,425
期末仕掛品棚卸高		58,278,446
完成工事原価		(10,503,516,464)

株主資本等変動計算書

自令和 5 年 1 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日 単位 円

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	50,000,000	3,850,000	54,900,000	58,750,000	25,275,000	762,290,000	1,674,424,035	2,461,939,035	2,570,739,035	2,570,739,035
当期変動額										
利益剰余金の配当							△189,699,900	△189,699,900	△189,699,900	△189,699,900
当期純損益金							398,478,771	398,478,771	398,478,771	398,478,771
当期変動額合計							208,778,871	208,778,871	208,778,871	208,778,871
当期末残高	50,000,000	3,850,000	54,900,000	58,750,000	25,275,000	762,290,000	1,883,202,906	2,670,767,906	2,779,517,906	2,779,517,906

個別注記表

自 令和 5 年 1 月 1 日

至 令和 5 年 12 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

イ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価格は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については定額法)又は旧定率法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計算した回収不能見込額のほか個別に債権の回収可能性を検討し、必要額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担分を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額を退職金規程に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

5. 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。

なお、繰延税金資産又は繰延税金負債の計算にあたり使用した法定実効税率は34.59%であります。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

21,025,397円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 130株
2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2023年2月28日の定時株主総会において、次の通り決議されました。
 - ① 配当金の総額 189,699,900円
 - ② 配当の原資 利益剰余金
 - ③ 1株当たり配当額 1,459,230円
 - ④ 基準日 2022年12月31日
 - ⑤ 効力発生日 2023年2月28日
3. 当該事業年度の末日後に行なう剰余金の配当
2024年2月28日の定時株主総会において、次の通り予定しています。
 - ① 配当金の総額 199,239,300円
 - ② 配当の原資 利益剰余金
 - ③ 1株当たり配当額 1,532,610円
 - ④ 基準日 2023年12月31日
 - ⑤ 効力発生日 2024年2月28日

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額 21,380,906円96銭
2. 一株当たりの当期純利益額 3,065,220円85銭

監査報告書

2023年1月1日から2023年12月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、使用人及び親会社の関係会社管理部等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年2月15日

株式会社イトーエンジニアリングサービス

監査役 篠原啓悟

